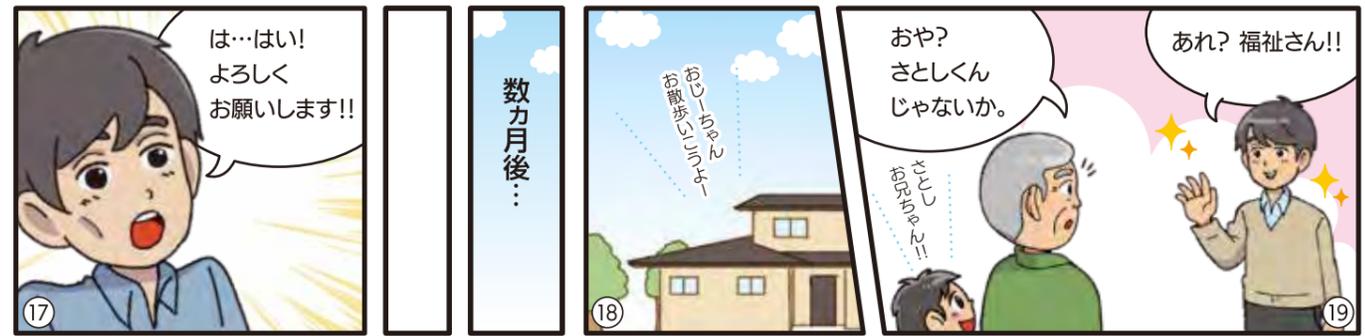
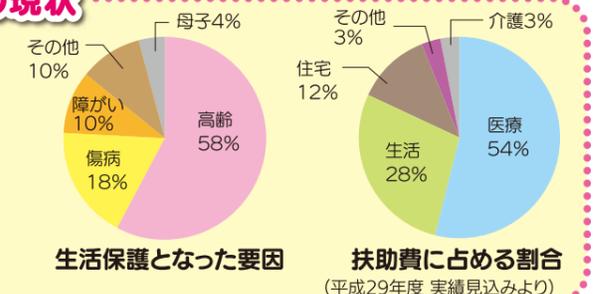


**生活困窮のコト!!**  
**タッグを組んで**  
**全カサポート!!**



**生活困窮ひとくちメモ1 佐賀市の生活保護の現状**

年々増加する保護世帯。保護世帯の構成比は高齢世帯が約半数で、傷病、障がい、その他、母子世帯と続きます。「その他」は働かなくても就労できずに生活困窮に陥っている世帯で、若年層の生活困窮者も少なくありません。生活保護世帯の増加にしたがって、医療扶助費が占める割合も50%以上と大きく、この割合も年々増加しています。



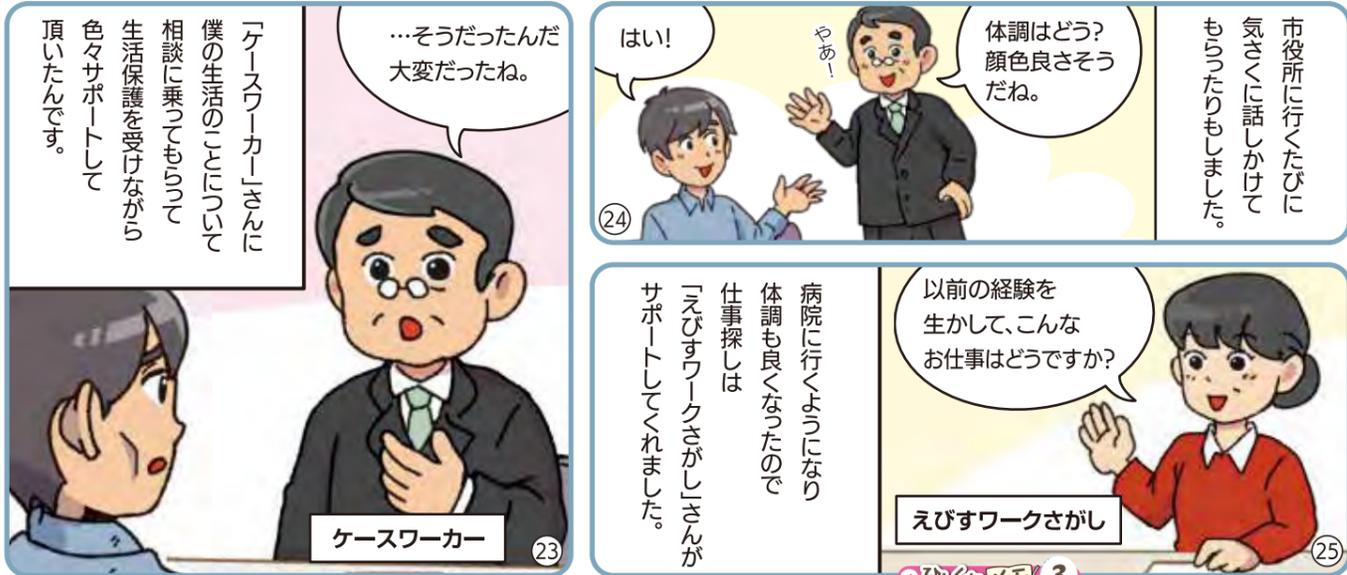
生活保護受給世帯数 約2,400世帯 生活保護受給者数 約2,900人

**生活困窮ひとくちメモ2 生活保護を受ける前に…**

**佐賀市生活自立支援センターに相談しよう**

佐賀市生活自立支援センターとは、経済的な問題を抱えている人の相談に応じ、専門の相談員が問題の解決に向けて一緒に考え、相談者の自立に向けた活動を支援する場です。就労支援が必要な方や学習支援が必要なお子さんなど、幅広い世代の支援を行っています。

- <支援内容>**
- 1 自立相談支援
  - 2 就労準備支援
  - 3 学習支援
  - 4 生活改善支援



# 生活困窮に関するサービス



地域福祉

高齢福祉

生活困窮

健康・予防

障がい福祉

相談したいときは

## 生活保護の相談や申請

生活保護法に基づいた、各種の扶助を受けることができます。

- **対象者**  
生活に困窮している人
- **受付方法**  
まずは、生活福祉課の窓口でご相談ください。(その際に、預貯金・生命保険・年金などについて分かる書類をお持ちいただくと、より詳しいお話ができます。)

問い合わせ先 | 生活福祉課 ☎40-7259・40-7261~7263

## えびすワークさがし

生活困窮者、母子(父子)世帯の母(父)、障がい者などを主な対象として、ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターと佐賀市の就労支援員が一体となって就労を支援します。これにより、佐賀市の窓口で職業紹介などのサービスを受けることができます。

- **対象者**  
生活困窮者、母子(父子)世帯の母(父)、佐賀市福祉事務所の福祉サービス受給者など。
- **受付方法**  
相談対応は原則、予約制です。求人検索端末機も2台設置しています。  
[平日] 9:00~16:00

問い合わせ先 | 生活福祉課 ☎40-7264

### 生活困窮ひとくちメモ 3 あなたの就職をサポートします

#### えびすワークさがし

えびすワークさがしでは、平成24年から生活困窮者、母子世帯の母、父子世帯の父、障がい者などを主な対象として就労支援を行っています。就労による経済的な自立には、息の長い支援が必要になります。そのため、佐賀市のケースワーカーや相談員、ハローワーク佐賀の就職支援ナビゲーターがきめ細やかに、職業相談や職業紹介を行っています。



相談実績	就職実績
年間延べ 約1,500件	年間約270名

(平成29年度 実績報告より)

## 相談したいときは

# ◎佐賀市生活自立支援センター

佐賀市では、さまざまな理由で経済的な問題を抱えている人の相談窓口として平成25年10月に「佐賀市生活自立支援センター」を開設しました。センターでは、専門の相談員が問題の解決に向けて一緒に考え、状況に応じて就労支援や生活改善のプランを作成し、相談者の自立に向けた活動を支援します。また、就労に向けた準備支援や、進学に向けた学習支援なども行います。

### ●対象者

佐賀市にお住まいの人で、長期間の休職やひきこもりなど、さまざまな原因により経済的な問題を抱えている人やそのご家族。 ※相談は無料です。

### ●開館時間

[平日] 11:00～18:00

### ●休館日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始

### ●駐車場

車でお越しの場合、白山名店街駐車場、または「えびすマーク」の駐車場をご利用ください。センターをご利用の人には、原則1時間無料駐車券をお渡しします。

### 問い合わせ先

佐賀市生活自立支援センター ☎60-6209 FAX60-6243  
住所/佐賀市白山2丁目2-7 KITAJIMAビル 1階

## サービスを利用したいときは

# ◎生活福祉資金(小口)資金貸付

低所得世帯の自立更生のため、他からの資金貸付が困難かつ緊急の場合に3万円を上限として貸付を行います。

### ●対象者

低所得者

### ●費用

相談や申請は無料。 ※ただし保証人が必要です。

### ●申請方法

返済していただく必要があるため、貸付を行うにあたっては一定の条件を満たしている必要があります。詳細は、佐賀市社会福祉協議会にご相談ください。

### 問い合わせ先

佐賀市社会福祉協議会 ☎32-6670

# ◎住居確保給付金

住居確保給付金制度とは、離職などにより経済的に困窮し、住居を失った人または、そのおそれがある人に対して、家賃実額(上限額あり)を給付する制度です。

### ●対象者

給付申請時に、次の①～⑧のすべてに該当する人。

- ① 65歳未満の人で、離職などの日から起算して2年を経過していない人
- ② 住居を喪失した人、または喪失するおそれがある人
- ③ 世帯の生計を維持していた人
- ④ 公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行う人、または行っている人(※1)
- ⑤ 申請月の世帯の収入が、基準額(※2) + 家賃額(上限あり)以下の額である人
- ⑥ 世帯の金融資産の合計が基準額×6(上限100万円)以下である人
- ⑦ 国の雇用施策による給付または地方自治体などが実施する類似の給付を、本人および世帯員が受けていない人
- ⑧ 本人および世帯員が、暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない人

※1 支給期間中は一定の就職活動を行う必要があります。

※2 「基準額の例」…「単身世帯」81,000円、「2人世帯」123,000円、「3人世帯」157,000円

### ●申請方法

本庁生活福祉課で制度の説明を受け、「住居確保給付金申請確認書」で同意の上、「住居確保給付金支給申請書」に本人確認書類(運転免許証や健康保険証など)、離職関係書類、収入・金融資産関係書類を添えて提出。

### ●支給期間

原則として3ヵ月間を限度とし、一定の要件を満たす場合は申請により、3ヵ月ごとに延長可能。(最長9ヵ月)

### ●支給額

支給対象者が賃借する住宅の家賃実額で上限あり。

上限額の例:単身世帯…30,300円、2人世帯…36,000円、3～5人世帯…39,400円

### ●支給方法

賃貸住宅の貸主の指定口座への振り込みとなります。

問い合わせ先 | 生活福祉課 ☎40-7264

memo

---



---



---



---



---



---



---



---



---



---

地域福祉

高齢福祉

生活困窮

健康・予防

障がい福祉